

内閣府

○総務省令第一号

文部科学省

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五十七条第一項（同法第五十九条第七項において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条の二第一項（同法第五十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十四の二第一項及び第二項並びに第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

文部科学大臣 萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように入れ、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 目次

「第一章」第三章 略

第四章 給付

「第一節」略

第二節 短期給付（第百四条 第百十九条の六）

「第三節」略

「第四章の二」第六章 略

附則

（定義）

第二条 この命令において「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」若しくは「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「運営規則」、「事業計画」若しくは「予算」、「市町村連合会」、「組合員」、「受給権者」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「船員組合員」、「継続長期組合員」、「組合役職員」若しくは「連合会役職員」、「任意継続組合員」、「組合員等記号・番号等」若しくは「組合員等記号・番号」、「主務大臣」又は「社会保険診療報酬支払基金」若しくは「国民健康保険団体連合会」とは、それぞれ法第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項各号列記以外の部分、第十七条、第二十一条、第二十七条第一項、第三十九条、第四十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第五十四条、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第一百二十二条第一項、第一百三十五条、第一百四十二条第二項、第一百四十一条第一項若しくは第二項、第四百四十二条の二第二項、第四百四十二条の二十四の二第二項、第四百四十二条の二十九第一項又は第四百四十二条の三十三第一項に規定する職員、被扶養者、遺族、退職若しくは報酬、期末手当等、組合、運営規則、事業計画若しくは予算、市町村連合会、組合員、受給権者、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、船員組合員、継続長期組合員、組合役職員若しくは連合会役職員、任意継続組合員、組合員等記号・番号等若しくは組合員等記号・番号、主務大臣又は社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会をいう。

（資金の運用）

第十二条 「略」

2 厚生年金保険経理及び退職等年金経理（指定都市職員共済組合等にあつては、厚生年金保険預託金管理経理及び退職等年金預託金管理経理。第十三条第一項において同じ。）の余剰金を地方公共団体に貸し付ける場合の利率は、次の各号に掲げる経理に応じ、当該各号に定める利率を下回ることができない。

一 厚生年金保険経理 年四・〇パーセント

「一」略

（経理単位の余剰金）

第十三条 各経理単位の余剰金は、予算の定めるところにより他の経理単位の貸し付けることがで

## 目次

「第一章」第三章 同上

第四章 給付

「第一節」同上

第二節 短期給付（第百四条 第百十九条の五）

「第三節」同上

「第四章の二」第六章 同上

附則

（定義）

第二条 この命令において「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」若しくは「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「運営規則」、「事業計画」若しくは「予算」、「市町村連合会」、「組合員」、「受給権者」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「船員組合員」、「継続長期組合員」、「組合役職員」若しくは「連合会役職員」、「任意継続組合員」又は「主務大臣」とは、それぞれ法第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項各号列記以外の部分、第十七条、第二十一条、第二十七条第一項、第三十九条、第四十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第五十四条、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第一百二十二条第一項、第一百三十五条、第四百四十二条第二項、第四百四十一条第一項若しくは第二項、第四百四十二条の二第二項又は第四百四十二条の二十九第一項に規定する職員、被扶養者、遺族、退職若しくは報酬、期末手当等、組合、運営規則、事業計画若しくは予算、市町村連合会、組合員、受給権者、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、船員組合員、継続長期組合員、組合役職員若しくは連合会役職員、任意継続組合員又は主務大臣をいう。

（資金の運用）

第十二条 「同上」

2 「同上」

一 厚生年金保険経理 年四・二パーセント

「一」同上

（経理単位の余剰金）

第十三条 「同上」

きる。この場合において、当該余裕金が次の各号に掲げる経理に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は、当該各号に定める利率を下回ることができない。

一 厚生年金保険経理 年四・〇パーセント

〔二略〕

〔2略〕

(被扶養者の申告)

第九十四条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項(第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に限る。)を記載した被扶養者申告書を組合員に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合員がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合員が保有する書面により確認したときは、この限りでない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔一〇五略〕

〔2略〕

(組合員証の亡失等)

第九十六条 組合員は、組合員証を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き組合員証を添えて、次に掲げる事項を記載した組合員証等再交付申請書を組合員に提出しなければならない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔一・三略〕

〔2・3略〕

(標準報酬の決定等)

第一百一条の二 組合は、次に掲げる事項を記載した標準報酬決定時決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

〔一・三略〕

2 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬新規・転入基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

〔一・三略〕

3 組合は、法第四十三条第十項の規定により組合員の標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬随時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

〔一〇五略〕

4 組合は、法第四十三条第十二項の申出並びに同項に規定する育児休業等(以下「育児休業等」

一 厚生年金保険経理 年四・二パーセント

〔一 同上〕

〔2 同上〕

(被扶養者の申告)

第九十四条 〔同上〕

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔一〇五 同上〕

〔2 同上〕

(組合員証の亡失等)

第九十六条 〔同上〕

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔一・三 同上〕

〔2・3 同上〕

(標準報酬の決定等)

第一百一条の二 〔同上〕

一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

〔一・三 同上〕

〔同上〕

一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

〔一・三 同上〕

〔同上〕

一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

〔一〇五 同上〕

〔同上〕

という。)に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬育児休業等終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの  
〔二〇五 略〕

5 組合は、法第四十三条第十四項の申出並びに同項に規定する産前産後休業(以下「産前産後休業」という。)に係る子の氏名及び生年月日並びに当該産前産後休業の取得期間を証明する証拠書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの  
〔二〇五 略〕

〔六〇12 略〕

(標準期末手当等の額の決定)

第百一条の十 組合は、次に掲げる事項を記載した標準期末手当等の額決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準期末手当等の額を決定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの  
〔二〇三 略〕

〔二〇八 略〕

(支払未済の給付)

第百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。)を記載した請求書を組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七條第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第百二十一条第三項、第百二十二条、第百二十四条第二項、第五項及び第六項、第百二十六条第二項、第百二十八条から第百四十五条まで、第百四十七条から第百五十三条まで、第百五十五条、第百五十六条、第百五十九条第一項及び第三項、第百六十条第二項並びに第百六十一条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

〔二〇二 略〕

二の二 死亡した者の組合員証の組合員等記号・番号(当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号)又は個人番号  
〔三〇五 略〕

〔二〇三 略〕

(第三者の行為による損害の届出)

第百三条 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの  
〔二〇五 同上〕

〔同上〕

5

一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの  
〔二〇五 同上〕

〔同上〕

〔六〇12 同上〕

(標準期末手当等の額の決定)

第百一条の十 〔同上〕

一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの  
〔二〇三 同上〕

〔二〇八 同上〕

(支払未済の給付)

第百二条 〔同上〕

〔二〇二 同上〕

二の二 死亡した者の組合員証の記号及び番号(当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号)又は個人番号  
〔三〇五 同上〕

〔二〇三 同上〕

(第三者の行為による損害の届出)

第百三条 〔同上〕

〔一 同上〕

一の二 組合員証の組合員等記号・番号（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号

【二〇四 略】

（療養の給付等）

第百四条 法第五十七条第一項に規定する主務省令で定める方法は、組合員証を、同項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提出する方法とする。ただし、同項各号に掲げる薬局において、処方箋の提出により組合員であることの確認を行う場合には、当該薬局に処方箋を提出する方法とする。

2 法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

（令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等）

第百四条の二 【略】

2 令第二十三条の三第二項第二号に該当することにより同項の規定の適用を受ける組合員（同項第一号に該当する者を除く。）は、その被扶養者であつた者（同号に規定する被扶養者であつた者をいう。）が法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等でなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した後期高齢者の被保険者等の資格喪失等申出書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に申し出なければならない。

【一 略】

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

【三〇五 略】

（薬剤の支給）

第百六条 法第五十七条第一項各号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けた上、これを当該薬局に提出しなければならない。

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五 組合員が、第百十条の六第六項の規定により限度額適用・標準負担額減額認定証（同条第三項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。次項第九号及び第百六条の五の三において同じ。）を法第五十七条第一項に規定する医療機関に提出しなければならない場合には、提出しなかつたため減額されない食事療養標準負担額（法第五十七条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払つた場合において、組合がその提出しなかつたことがやむを得ないと認めるときは、当該食事療養について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべき食事療養標準負担額を控除した金額に相当する金額を入院時食事療養費として組合員に支給することができる。

一の二 組合員証の記号及び番号（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号

【二〇四 同上】

（療養の給付）

第百四条 法第五十七条第一項に規定する医療機関から療養の給付を受けようとする者は、組合員証を（その者が法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）当該医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、遅滞なく、組合員証又は高齢受給者証を当該医療機関に提出しなければならない。

（令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等）

第百四条の二 【同上】

2 【同上】

【一 同上】

二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

【三〇五 同上】

（薬剤の支給）

第百六条 法第五十七条第一項に規定する薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項に規定する医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けたうえ、これを当該薬局に提出しなければならない。この場合において、当該薬局から組合員証の提出を求められたときは、当該処方箋及び組合員証を（その者が法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五 組合員が、限度額適用・標準負担額減額認定証（第百十条の六第三項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。次項第九号及び第百六条の五の三において同じ。）を法第五十七条第一項に規定する医療機関に提出しなかつたため減額されない食事療養標準負担額（法第五十七条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払つた場合において、組合がその提出しなかつたことがやむを得ないと認めるときは、当該食事療養について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべき食事療養標準負担額を控除した金額に相当する金額を入院時食事療養費として組合員に支給することができる。

2 前項の規定により、入院時食事療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〇八 略〕

九 限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかった理由

〔3 略〕

(生活療養標準負担額減額に関する特例)

第百六条の五の三 第百六条の五の規定は、組合員が第百十条の六第六項の規定により限度額適用・標準負担額減額認定証を法第五十七条第一項に掲げる医療機関に提出しなければならない場合において、提出しなかったため減額されない生活療養標準負担額を支払った場合であつて、組合がその提出しなかったことがやむを得ないものと認めた場合について準用する。この場合において、第百六条の五第二項中「入院時食事療養費請求書」とあるのは、「入院時生活療養費請求書」と読み替えるものとする。

(保険外併用療養費)

第百六条の六 第百四条及び第百六条の規定は、組合員が保険医療機関等から法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を受ける場合について準用する。

〔2 略〕

(療養費)

第百七条 法第五十八条の規定により、療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〇九 略〕

〔二〇四 略〕

(訪問看護療養費)

第百八条 法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受けようとする者は、法第五十七条第一項に規定する電子資格確認によることができなるときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

2 法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に組合員証を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

(移送費)

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔三〇八 同上〕

九 限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかった理由

〔3 同上〕

(生活療養標準負担額減額に関する特例)

第百六条の五の三 第百六条の五の規定は、組合員が限度額適用・標準負担額減額認定証を法第五十七条第一項に掲げる医療機関に提出しなかったため減額されない生活療養標準負担額を支払った場合であつて、組合がその提出しなかったことがやむを得ないものと認めた場合について準用する。この場合において、第百六条の五第二項中「入院時食事療養費請求書」とあるのは、「入院時生活療養費請求書」と読み替えるものとする。

(保険外併用療養費)

第百六条の六 第百四条及び第百六条の規定は、組合員が法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を受ける場合について準用する。

〔2 同上〕

(療養費)

第百七条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔三〇九 同上〕

〔二〇四 同上〕

(訪問看護療養費)

第百八条 法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受けようとする者は、組合員証を（その者が法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、遅滞なく、組合員証又は高齢受給者証を当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

(移送費)

第百八条の二 法第五十八条の三の規定により、移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した移送費請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〕略

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〕八 略

〔2・3〕略

(特別療養証明書)

第百九条 〔略〕

〔2・3〕略

4 第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第四百四条第一項、第百六条の五及び第百八条第一項の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百九条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者が不在の場合には埋葬を行った者）」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第四百四条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、「組合員で」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者で」と、第百八条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

(家族療養費)

第百十条 第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、同条第二項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号又は第二号」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

〔2〕略

(家族訪問看護療養費)

第百十条の二 〔略〕

2 第百八条第一項及び第二項の規定は、被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同条第二項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号又は第二号」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

(月間の高額療養費の決定の請求等)

第百八条の二 〔同上〕

〔一〕同上

二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔三〕八 同上

〔2・3〕同上

(特別療養証明書)

第百九条 〔同上〕

〔2・3〕同上

4 第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第四百四条、第百六条の五及び第百八条の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百九条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者が不在の場合には埋葬を行った者）」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第四百四条第一項中「組合員証を（その者が法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）」とあるのは「特別療養証明書」と、同条第二項中「組合員証又は高齢受給者証」とあるのは「特別療養証明書」と、第百八条第一項中「組合員証を（その者が法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）」とあるのは「特別療養証明書」と、同条第二項中「組合員証又は高齢受給者証」とあるのは「特別療養証明書」と、同条第二項中「組合員証又は高齢受給者証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

(家族療養費)

第百十条 第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条及び第百六条中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

〔2〕同上

(家族訪問看護療養費)

第百十条の二 〔同上〕

2 第百八条第一項及び第二項の規定は、被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号ハ又はニ」と、同条第二項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

(月間の高額療養費の決定の請求等)

第百十條の四 法第六十二條の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三條の三の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員証（療養者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〇十二 略〕

〔2・3 略〕

（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定）

第百十條の四の二 令第二十三條の三の二第七項の規定による組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一條第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「給付」という。）の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、組合に申し出なければならない。

〔一 略〕

二 組合員証（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三・四 略〕

〔2〃6 略〕

7 認定を受けた者（令第二十三條の三の四第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第百十條の五第一項の組合の認定又は第百十條の六第一項の申請に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第二十三條の三の二第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百十條の五第六項及び第百十條の六第六項において同じ。）を受けたときの令第二十三條の三の五第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第百十條の五第一項の組合の認定又は第百十條の六第一項の申請に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（特定疾病の認定）

第百十條の四の三 令第二十三條の三の二第九項の規定による組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員証（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三・四 略〕

〔2・3 略〕

第百十條の四 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員証（療養者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

〔三〇十二 同上〕

〔2・3 同上〕

（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定）

第百十條の四の二 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員証（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

〔三・四 同上〕

〔2〃6 同上〕

7 認定を受けた者（令第二十三條の三の四第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第百十條の五第一項又は第百十條の六第一項の申請に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第二十三條の三の二第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百十條の五第六項及び第百十條の六第六項において同じ。）を受けたときの令第二十三條の三の五第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第百十條の五第一項又は第百十條の六第一項の申請に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（特定疾病の認定）

第百十條の四の三 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員証（認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

〔三・四 同上〕

〔2・3 同上〕

4 認定を受け、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けようとする者が、第百四条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき（第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

〔5〕7 略

（年間の高額療養費の決定の請求等）

第百十条の四の四 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三条の三の三第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。）（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合員に提出しなければならない。

一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔1〕5 略

〔2〕5 略

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の四の五 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三条の三の三第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第二十三条の三の三第二項から第七項までに規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合員に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔1〕5 略

〔2〕 略

3 組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 組合員証の組合員等記号・番号

〔1〕6 略

〔4〕5 略

（限度額適用の認定等）

第百十条の五 組合は、次条第一項の規定による認定を受けている場合を除き、組合員の標準報酬月額に基づき、令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行わ

4 認定を受けた者は、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

〔5〕7 同上

（年間の高額療養費の決定の請求等）

第百十条の四の四 〔同上〕

一 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔1〕5 同上

〔2〕5 同上

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の四の五 〔同上〕

一 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔1〕5 同上

〔2〕 同上

〔同上〕

一 組合員証の記号及び番号

〔1〕6 同上

〔4〕5 同上

（限度額適用の認定）

第百十条の五 令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者（その者が被

れるものに限る。)を行わなければならない。ただし、この項の規定による認定を受けた者が次条第一項の規定による認定を受けるに至つたときは、この項の規定による認定を取り消さなければならない。

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

2 組合は、前項の規定による認定を受けた者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)から次に掲げる事項を記載した限度額適用認定証交付申請書の提出があつたときは、別紙様式第二十五号による限度額適用認定証を作成し、認定を受けた者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)に交付しなければならない。

一 組合員の氏名

二 組合員証(前項の規定による認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。)の組合員等記号・番号又は個人番号

三 所属機関の名称及び所在地

四 前項の規定による認定を受けた者の氏名及び生年月日

五 前項の規定による認定を受けた者の入院期間

六 前項の規定による認定を受けた者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、同条第二項第一号から第四号まで、同条第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当する旨

3 前項の限度額適用認定証交付申請書には、第一項の規定による認定を受けた者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、同条第二項第一号から第四号まで、同条第三項第三号若しくは第四号又は同条第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。

4 第一項の規定による認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

「一〇三 略」

四 第一項ただし書の規定により認定が取り消されたとき。

五 令第二十三条の三の五第一項第一号イに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第四号に

扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

一 組合員の氏名

二 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。)の記号及び番号又は個人番号

三 所属機関の名称及び所在地

四 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

五 認定を受けようとする者の入院期間

六 認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、第二項第一号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当する旨

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、第二項第一号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。

3 組合は、前二項の規定による書類の提出に基づき認定を行つたときは、別紙様式第二十五号による限度額適用認定証を作成し、有効期限を定め、認定を受けた者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)に交付しなければならない。

4 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

「一〇三 同上」

「新設」

四 令第二十三条の三の五第一項第一号イに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第四号に

掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第三号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき第一項の規定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

六 略

七 略

〔5 略〕

6 第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四百四条第一項に規定する方法又は第八八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合(第一百十條第一項の規定により読み替えて準用する第四百四条第一項に規定する方法又は第一百十條の二第二項の規定により読み替えて準用する第八八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。)において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

〔7 略〕

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第一百十條の六 令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。)の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において単に「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。

一 略

二 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。)の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〕六 略

〔2〕5 略

6 認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四百四条第一項に規定する方法又は第八八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合(第一百十條第一項の規定により読み替えて準用する第四百四条第一項に規定する方法又は第一百十條の二第二項の規定により読み替えて準用する第八八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。)において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護

掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第三号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

五 同上

六 同上

〔5 同上〕

6 認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

〔7 同上〕

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第一百十條の六 〔同上〕

一 同上

二 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。)の記号及び番号又は個人番号

〔三〕六 同上

〔2〕5 同上

6 認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

〔7 略〕

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七 申請者（法第六十二条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日組合員をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇五 略〕

〔二〇六 略〕

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の八 法第六十二条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第二十三条の三の六第三項から第五項まで及び第七項に規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあっては、この限りでない。

一 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇五 略〕

2 組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 組合員証の組合員等記号・番号

〔二〇六 略〕

〔三〇五 略〕

（出産費及び家族出産費）

第百十一条 法第六十三条の規定により出産費又は家族出産費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した出産費請求書又は家族出産費請求書に出産についての医師又は助産師の証明書を添えて、組合に提出しなければならない。

一 組合員証（家族出産費の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

〔二〇四 略〕

〔2 略〕

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は

〔7 同上〕

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七 〔同上〕

一 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔二〇五 同上〕

〔二〇六 同上〕

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の八 〔同上〕

一 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔二〇五 同上〕

2 〔同上〕

一 組合員証の記号及び番号

〔二〇六 同上〕

〔三〇五 同上〕

（出産費及び家族出産費）

第百十一条 〔同上〕

一 組合員証（家族出産費の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

〔二〇四 同上〕

〔2 同上〕

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百十二条 〔同上〕

法第四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。

〔一 略〕

二 組合員証（組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が埋葬料の支給を受けようとするとき、又は組合員が家族埋葬料の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〇七 略〕

〔傷病手当金〕

第百十三条 法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〇十二 略〕

〔2 略〕

〔出産手当金〕

第百十四条 法第六十九条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した出産手当金請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〇九 略〕

〔2 略〕

〔休業手当金〕

第百十五条 法第七十条の規定により休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

〔三〇六 略〕

〔2 略〕

〔育児休業手当金〕

第百十五条の二 法第七十条の二第二項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により育児休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

〔一 同上〕

二 組合員証（組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が埋葬料の支給を受けようとするとき、又は組合員が家族埋葬料の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

〔三〇七 同上〕

〔傷病手当金〕

第百十三条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔三〇十二 同上〕

〔2 同上〕

〔出産手当金〕

第百十四条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔三〇九 同上〕

〔2 同上〕

〔休業手当金〕

第百十五条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

〔三〇六 同上〕

〔2 同上〕

〔育児休業手当金〕

第百十五条の二 〔同上〕

〔一 同上〕

<p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇八 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第一項の請求に係る育児休業の期間に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した育児休業手当金変更請求書に、育児休業の期間の変更に関する所属機関の長の証明書を添えて、組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三・四 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>第百十五条の四 法第七十条の三第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三〇七 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第一項の請求に係る介護休業の期間に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金変更請求書に、介護休業の期間の変更に関する所属機関の長の証明書を添えて、組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔三・四 略〕</p> <p>(弔慰金及び家族弔慰金)</p> <p>第百十六条 法第七十二条の規定により弔慰金又は家族弔慰金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した弔慰金請求書又は家族弔慰金請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 組合員証(組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が弔慰金の支給を受けようとするとき、又は組合員が家族弔慰金の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。)の組合員等記号・番号 〔三〇五 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(災害見舞金)</p> <p>第百十七条 法第七十三条の規定により災害見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した災害見舞金請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号 〔三〇五 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号 〔三〇八 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号 〔三・四 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>第百十五条の四 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号 〔三〇七 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号 〔三・四 同上〕</p> <p>(弔慰金及び家族弔慰金)</p> <p>第百十六条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 組合員証(組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が弔慰金の支給を受けようとするとき、又は組合員が家族弔慰金の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。)の記号及び番号 〔三〇五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(災害見舞金)</p> <p>第百十七条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号 〔三〇五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
--	--

<p>(高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出)</p> <p>第百十九条の二 組合員は、組合員又はその被扶養者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。</p> <p>一 組合員証(認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。)の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(介護保険第二号被保険者の資格の届出)</p> <p>第百十九条の三 組合員は、組合員又はその被扶養者(四十歳以上六十五歳未満の者に限る。次条において同じ。)が介護保険法施行法(平成九年法律第二百四号)第十一条第一項に該当したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 組合員証(被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。)の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三 略〕</p> <p>第百十九条の四 組合員は、組合員又はその被扶養者が介護保険法施行法第十一条第一項に該当しなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 組合員証(被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。)の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三 略〕</p> <p>(療養の給付等に関する記録の提供)</p> <p>第百十九条の六 組合は、法第十二条第一項第一号に規定する組合員等の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百二十六条第二項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>(厚生年金保険給付の請求等)</p> <p>第百二十条 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付(組合(指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。)が支給するものに限る。以下この款において同じ。)又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金(組合が支給するものに限る。)に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第三章第一節(第三十条第一項第三号口、第六号、第七号及び第十一号口、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号口及び第三項第四号を除く。)、第</p>	
<p>(高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出)</p> <p>第百十九条の二 〔同上〕</p> <p>一 組合員証(認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。)の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(介護保険第二号被保険者の資格の届出)</p> <p>第百十九条の三 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 組合員証(被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。)の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>第百十九条の四 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 組合員証(被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。)の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(厚生年金保険給付の請求等)</p> <p>第百二十条 〔同上〕</p>	

二節（第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第三号ロ及び第十四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九号、第七十条の二、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二、第三章の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第一項	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を	受給権者	戸籍の抄本	十日以内に	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）	〔略〕	〔略〕
						〔略〕	〔略〕
第三十七条第二項第二号	戸籍の抄本	戸籍の抄本。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないうきに限り。	速やかに	速やかに	受給権者	〔略〕	〔略〕

第五十三条第一項	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を	受給権者	戸籍の抄本	十日以内に	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）	〔同上〕	〔同上〕
						〔同上〕	〔同上〕
第三十七条第一項	戸籍の抄本	戸籍の抄本。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないうきに限り。	速やかに	速やかに	受給権者	〔同上〕	〔同上〕



<p>〔二〕六 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 個人番号又は基礎年金番号及び組合員証の組合員等記号・番号</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>(育児休業期間中の掛金の免除の申出)</p> <p>第百六十四条の三 法第百六十四条の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法第百六十四条の二の規定により掛金が免除されている者に係る育児休業等の期間が延長され、又は第一項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に終了した場合には、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該者が育児休業等の終了する日の前日までに法第百六十四条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三〕四 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>(産前産後休業期間中の掛金の免除の申出)</p> <p>第百六十四条の六 法第百六十四条の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三〕六 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法第百六十四条の二の規定により掛金が免除されている者に係る第一項第六号に掲げる産前産後休業が終了する日に変更があつた場合には、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三〕四 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>(法第百六十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等)</p>	<p>〔二〕六 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>(育児休業期間中の掛金の免除の申出)</p> <p>第百六十四条の三 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三〕四 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>(産前産後休業期間中の掛金の免除の申出)</p> <p>第百六十四条の六 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三〕六 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三〕四 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p>
<p>〔二〕六 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 個人番号又は基礎年金番号及び組合員証の組合員等記号・番号</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>(育児休業期間中の掛金の免除の申出)</p> <p>第百六十四条の三 法第百六十四条の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法第百六十四条の二の規定により掛金が免除されている者に係る育児休業等の期間が延長され、又は第一項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に終了した場合には、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該者が育児休業等の終了する日の前日までに法第百六十四条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三〕四 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>(産前産後休業期間中の掛金の免除の申出)</p> <p>第百六十四条の六 法第百六十四条の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三〕六 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法第百六十四条の二の規定により掛金が免除されている者に係る第一項第六号に掲げる産前産後休業が終了する日に変更があつた場合には、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号</p> <p>〔三〕四 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>(法第百六十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等)</p>	<p>〔二〕六 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>(育児休業期間中の掛金の免除の申出)</p> <p>第百六十四条の三 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三〕四 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>(産前産後休業期間中の掛金の免除の申出)</p> <p>第百六十四条の六 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三〕六 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 組合員証の記号及び番号又は個人番号</p> <p>〔三〕四 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p>

第百六十五条の二 法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 主務大臣
  - 二 厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関
  - 三 組合員の給与支給機関
  - 四 社会保険診療報酬支払基金
  - 五 国民健康保険団体連合会
  - 六 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
  - 七 保険医療機関等
  - 八 法第五十八条第一項に規定する診療、手当又は薬剤の支給を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関
  - 九 指定訪問看護事業者
  - 十 都道府県知事
  - 十一 市町村長
  - 十二 日本年金機構
  - 十三 地方公務員災害補償基金
- 2 法第百四十四条の二十四の二第二項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 医療保険者（組合を除く。）が、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合
  - 二 組合（市町村連合会を含む。次号において同じ。）から委託を受けた者が、当該委託を受けた法第百十二条第一項各号及び法第百十二条の二第一項に規定する事業に関連する事務を行う場合
  - 三 組合員の同意を得た者又は組合員から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた組合（組合から委託を受けた者を含む。）に対する請求その他の行為を行う場合
  - 四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合
  - 五 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合
  - 六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務または同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
  - 七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合
  - 八 第四号から前号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該

〔新設〕

イからハまでに定めるものを行う場合

イ 国の行政機関（前項に掲げる者を除く。） 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

ハ 民間事業者 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

九 法第百二十二条の二第一項に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

十 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる事務を行う場合

十一 独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十一条の規定により医療費を支給する場合

（検査証票）

第百七十二条 法第百四十四条の二十八第四項に規定する検査証票は、別紙様式第三十八号による。

（船員組合員の療養の給付等）

第百七十七条 第百四条から第百十条の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百三十六条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第一項及び第二項、第百六条の五第二項、第百七条第一項、第百八条第一項及び第二項、第百八条の二第一項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項並びに第百十条の六第一項中「組合員証」とあるのは、「船員組合員証」と、第百四条第一項及び第二項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは、「船員組合員で」と、第百四条第二項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは、「船員組合員が」と、第百十条第一項、第百十条の二第二項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項及び第百十条の六第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは、「船員組合員被扶養者証」と、第百十条第二項及び第百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは、「船員組合員証及び船員組合員被扶養者証」と、第百十条第一項及び第百十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは、「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは、「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

（船員組合員の一部負担金の額等の返還）

第百七十八条 船員組合員は、法第百三十六条の規定によりその例によることとされる船員保険法の規定により、船員法第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けた場合において、船員保険法第六十六条の規定の例により、同

（検査証票）

第百七十二条 法第百四十四条の二十八第三項に規定する検査証票は、別紙様式第三十八号による。

（船員組合員の療養の給付等）

第百七十七条 第百四条から第百十条の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百三十六条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条、第百六条の五第二項、第百七条第一項、第百八条第一項及び第二項、第百八条の二第一項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項並びに第百十条の六第一項中「組合員証」とあるのは、「船員組合員証」と、第百十条第一項、第百十条の二第二項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項及び第百十条の六第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは、「船員組合員被扶養者証」と、第百十条第二項及び第百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは、「船員組合員証及び船員組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

（船員組合員の一部負担金の額等の返還）

第百七十八条 「同上」



と、第一百十條第一項、第一百十條の二第二項、第一百十條の四第一項、第一百十條の四の三第一項及び第一百十條の六第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員被扶養者証」と、第一百十條第二項及び第一百十條の三「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と、第一百十條第一項及び第一百十條の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第百八十七條 法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)以下「情報通信技術活用法」という。)第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により組合(指定都市職員共済組合等)にあつては、法第二十七條第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項及び第百八十九條第一項において同じ。)に申請等(情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

〔2・3 略〕

附則

(地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例)

第一条の二 [略]

〔2 略〕

3 第二章第二節(第六条、第七条の二、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の三、第十四条、第五十八條第一項及び第二項、第六十九條から第七十一條まで、第七十三條から第八十三條の二)まで並びに第八十五條から第八十八條までを除く。)の規定は、第一項に規定する経過的長期給付について準用する。この場合において、第七条第一項及び第二項中「及び退職等年金給付」とあるのは、「退職等年金給付及び経過的長期給付」と、第十二条第二項及び第十三条第一項中「退職等年金給付」とあるのは「経過的長期給付」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「経過的長期給付事業」と、第二十五條第五号中「退職等年金給付」とあるのは「経過的長期給付における給付」と、第七十二條第三項中「厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金給付」と、第七十二條第三項中「厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金給付」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と、第八十三條の三の見出し中「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と、同条中「退職等年金給付」とあるのは「経過的長期給付」と、「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

6 第二章第二節(第六条から第七条の二まで、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の三、第十四条、第五十八條第一項及び第二項、第六十九條から第七十一條まで、第七十二條第一項及び第二項、第七十三條から第八十三條の三)まで並びに第八十五條から第八十八條までを除く。)の規定は、第四項に規定する経過的長期預託金管理経理について準用する。この場合において、

第一百十條の三「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第百八十七條 法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)以下「情報通信技術活用法」という。)第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により組合(指定都市職員共済組合等)にあつては、法第二十七條第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項及び第百八十九條第一項において同じ。)に申請等(情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)を行う場合には、電子情報処理組織(組合、組合員及び給与支給機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

〔2・3 同上〕

附則

(地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例)

第一条の二 [同上]

〔2 同上〕

3 第七条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十三条第一項、第二十五條第五号、第七十二條第三項及び第八十三條の三の規定は、第一項に規定する経過的長期給付について準用する。この場合において、第七条第一項及び第二項中「及び退職等年金給付」とあるのは、「退職等年金給付及び経過的長期給付」と、第十二条第二項及び第十三条第一項中「退職等年金給付」とあるのは「経過的長期給付」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「経過的長期給付事業」と、第二十五條第五号中「退職等年金給付」とあるのは「経過的長期給付における給付」と、第七十二條第三項中「厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金給付」と、第七十二條第三項中「厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金給付」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と、第八十三條の三の見出し中「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と、同条中「退職等年金給付」とあるのは「経過的長期給付」と、「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と読み替えるものとする。

〔4・5 同上〕

6 第十二条第二項、第十三条第一項及び第二十五條第七号の規定は、第四項に規定する経過的長期預託金管理経理について準用する。この場合において、第十二条第二項及び第十三条第一項中「退職等年金預託金管理経理」とあるのは「経過的長期預託金管理経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事業」と、第二十五條第七号中「退職等年金預

第十二条第二項及び第十三条第一項中「退職等年金預託金管理経理」とあるのは「経過の長期預託金管理経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過の長期給付事業」と、第二十五条第七号中「退職等年金預託金管理経理」とあるのは「経過の長期預託金管理経理」と読み替えるものとする。

(経過の長期給付組合積立金等資金に係る資金運用の特例等)

第一条の三 第十二条の二及び第十二条の三の規定は、経過の長期給付組合積立金等資金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。))第四百四十七条第一項の規定により読み替えられた令第十六条の二第一項に規定する経過の長期給付組合積立金等資金をいう。)について準用する。この場合において、第十二条の二中「令第十六条の二第二項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。))第四百四十七条第一項の規定により準用することとされた令第十六条の二第二項」と、第十二条の三中「退職等年金給付組合積立金等資金(令第十六条第一項に規定する退職等年金給付組合積立金等資金をいう。)」とあるのは「経過の長期給付組合積立金等資金(平成二十七年経過措置政令第四百四十七条第一項の規定により読み替えられた令第十六条の二第一項に規定する経過の長期給付組合積立金等資金をいう。)」と読み替えるものとする。

(資金の運用に関する特例)

第三条の二 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率(預託期間が十年の預託金に係るものに限る。)(が年四・〇パーセントを下回っている間(次条において「特例期間」という。))においては、第十二条第二項中「年四・〇パーセント」とあるのは、「財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率(預託期間が十年の預託金に係るものに限る。)」として、同項の規定を適用する。

(改正前地共済法による年金である給付の届出等)

第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令(平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程(以下「改正前施行規程」という。))第百一条、第百一条の三、第四章第三節(第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。))及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正

託金管理経理」とあるのは「経過の長期預託金管理経理」と読み替えるものとする。

(経過の長期給付組合積立金等資金に係る資金運用の特例)

第一条の三 第十二条の三の規定は、経過の長期給付組合積立金等資金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。))第四百四十七条第一項の規定により読み替えられた令第十六条の二第一項に規定する経過の長期給付組合積立金等資金をいう。)について準用する。この場合において、第十二条の三中「退職等年金給付組合積立金等資金(令第十六条第一項に規定する退職等年金給付組合積立金等資金をいう。)」とあるのは「経過の長期給付組合積立金等資金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。))第四百四十七条第一項の規定により準用することとされた令第十六条の二第一項に規定する経過の長期給付組合積立金等資金をいう。)」と読み替えるものとする。

(資金の運用に関する特例)

第三条の二 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率(預託期間が十年の預託金に係るものに限る。)(が年四・二パーセントを下回っている間(次条において「特例期間」という。))においては、第十二条第二項中「年四・二パーセント」とあるのは、「財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率(預託期間が十年の預託金に係るものに限る。)」として、同項の規定を適用する。

(改正前地共済法による年金である給付の届出等)

第二十七条 「同上」

前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	[略]	[略]
改正前施行規程第百三十条の二第一項第六号	法第九十二条第四項において準用する法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付
[略]	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号	、当該年金の年金証書の記号及び番号並びに個人番号又は基礎年金番号

別紙様式第21号の2

[図 略]

1 この申請書には、70歳以上の組合員及び被扶養者（後期高齢者医療の被保険者となったことにより被扶養者でなくなった者がいる場合には、その者を含む。）に係る事項についてのみ記入すること。

[2・3 略]

[備考 略]

別紙様式第38号

(表)

[図 略]

[備考 略]

(裏)

地方公務員等共済組合法（抄）  
第144条の28 [略]

[2 略]

3 主務大臣は、第四百四十四条の二十四の二第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必

[同上]	[同上]	[同上]
改正前施行規程第百三十条の二第一項第六号	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号	、当該年金の年金証書の記号及び番号並びに個人番号又は基礎年金番号
[同上]	[同上]	[同上]

別紙様式第21号の2

[図 同左]

1 この申請書には、70歳以上の組合員及び被扶養者（後期高齢者医療の被保険者となったことにより被扶養者でなくなったことにより被扶養者でなくなった者がいる場合には、その者を含む。）に係る事項についてのみ記入すること。

[2・3 同左]

[備考 同左]

別紙様式第38号

(表)

[図 同左]

[備考 同左]

(裏)

[同左]  
第144条の28 [同左]

[2 同左]

[新設]

要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反しているとして認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 当該職員は、前三項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(主務大臣等)

(第2面)

(第3面)

別表第1号表  
第1号表の2

厚生年金保険経理  
資産、負債及び資本勘定科目(貸借対照表勘定科目)

[表略]  
[備考略]

厚生年金保険経理  
資産、負債及び資本勘定科目(貸借対照表勘定科目)

[表略]

利益及び損失勘定科目(損益計算書勘定科目)

借	貸		借		貸	
	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	[略]	消費負担税金	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]				

3 当該職員は、前二項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
[同左]

(第2面)

(第3面)

別表第1号表  
第1号表の2

厚生年金保険経理  
資産、負債及び資本勘定科目(貸借対照表勘定科目)

[表同左]  
[備考同左]

厚生年金保険経理  
資産、負債及び資本勘定科目(貸借対照表勘定科目)

[表同左]

利益及び損失勘定科目(損益計算書勘定科目)

借	貸		借		貸	
	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	[同左]	消費税金	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
		[同左]				

[略]	[略]	[略]											
<p>[備考 略]</p> <p>利益及び損失勘定科目 (損益計算書勘定科目)</p> <p>[表 略]</p>							[同左]	[同左]	[同左]				
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>							<p>[備考 同左]</p> <p>利益及び損失勘定科目 (損益計算書勘定科目)</p> <p>[表 同左]</p>						

## 附 則

この命令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、別表第1号表の改正規定は、公布の日から施行する。